

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成26年第2回幕別町議会臨時会
(平成26年5月14日 11時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 岡本眞利子
- 日程第2 会期の決定 5月14日（1日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について
（平成25年度幕別町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について
（平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第5号））
- 日程第5 議案第33号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第34号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第35号 財産の取得について（戸籍電算システム 一式）

会議録

平成26年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成26年5月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月14日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫
- 6 欠席議員
14 成田年雄 18 斉藤喜志雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
経 済 部 長 田村修一 民 生 部 長 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 忠類総合支所長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 羽磨知成 教 育 部 長 森 範康
総 務 課 長 境谷美智子 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
企 画 室 参 事 細澤正典 地 域 振 興 課 長 原田雅則
町 民 課 長 山岸伸雄 税 務 課 長 中川輝彦
商 工 観 光 課 長 岡田直之 水 道 課 長 須田明彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 岡本眞利子

議事の経過

(平成 26 年 5 月 14 日 11:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） ただいまから、平成 26 年第 2 回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。
○議会事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。
本日、14 番成田議員、18 番齊藤議長より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。
○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[人事異動による職員の紹介]

○議長（古川 稔） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
高橋副町長。
○副町長（高橋平明） 本年 4 月 1 日付で人事異動を行ったところであります。
人事異動後、最初の議会となりますことから、異動いたしました管理職職員をご紹介させていただきたいと思っております。
最初に、部長職であります。
総務部長、菅野勇次。
札内支所長、羽磨知成。
教育部長、森範康。
続いて、課長職であります。
総務部総務課長、境谷美智子。
民生部保健課長、合田利信につきましては、公務出張中のため欠席をしております。
民生部町民課長、山岸伸雄。

民生部こども課長、杉崎峰之。
経済部農林課長、川瀬吉治。
経済部参事、廣瀬紀幸。
経済部商工観光課長、岡田直之。
水道部水道課長、須田明彦。
監査委員事務局長、石野郁也。
教育委員会図書館長、林隆則。
以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第6、議案第34号を除く、日程第3、承認第2号から日程第7、議案第35号の4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第34号を除く日程第3、承認第2号から日程第7、議案第35号の4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成25年度幕別町一般会計補正予算であり、平成26年3月31日付で行ったものであります。

補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度幕別町一般会計補正予算（第9号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,047万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億2,246万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」であります。

初めに、廃止であります、「粗飼料生産基盤向上対策事業」につきましては、過疎対策事業に係るソフト事業であり、忠類地区の農業者からの申請がなかったことによる廃止であります。

次に、変更であります、7ページにかけまして、「忠類地域活性化事業」ほか10事業につきましては、事業費や補助金等の確定に伴い、起債の借入額を変更するものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、17目基金管理費1億円の追加でございます。

地方交付税の確定によりまして、その一部を庁舎建設基金に積み立てるものであります。

7款1項商工費、5目企業誘致対策費1億1,047万6,000円の減額でございます。

19節、21節、いずれも事業費確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

8ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人758万5,000円の追加でございます。

現年課税分を追加するものであります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税588万2,000円の追加、2項1目自動車重量譲与税2,478万円の減額でございます。

いずれも、交付額の確定に伴う補正であります。

以下、3款から12款までにつきましても、交付額の確定に伴う補正であります。

3款1項1目利子割交付金65万1,000円の減額でございます。

9ページになりますが、4款1項1目配当割交付金445万7,000円の追加でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金783万8,000円の追加でございます。

6款1項1目地方消費税交付金57万円の減額でございます。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金21万3,000円の減額でございます。

10ページになりますが、8款1項1目自動車取得税交付金2,131万9,000円の追加でございます。

11款1項1目地方交付税2億7,514万5,000円の追加でございます。

特別交付税の3月分の交付額決定による追加であります。

12款1項1目交通安全対策特別交付金36万3,000円の減額でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金2億円の減額でございます。

財政調整基金からの繰入金の全部を繰り戻すものであります。

11ページになります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、8目工業団地取得資金貸付金元金収入9,600万1,000円の減額でございます。

貸付金の確定に伴う減額であります。

5項4目雑入137万6,000円の追加でございます。

温泉敬老入浴券助成事業等に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

22款1項町債、1目総務債540万円の減額、2目民生債280万円の減額、3目農林業債90万円の減額、12ページになりますが、4目商工債10万円の減額、5目土木債230万円の減額でございます。

いずれも、事業費等の確定に伴う起債額の補正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 11ページの諸収入、雑入、長寿・健康増進事業の特別補助金が137万6,000円ということなのですが、具体的な事業の中身、対象となる後期高齢者も含めまして、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） これは後期広域連合からの補助金でありますけれども、これは市町村が長寿ということでの事業に取り組んだ場合に連合のほうから補助金が出るものであります。その対象となる事業につきましては、これ一つには、温泉施設の利用の助成事業に対するもの、これが約116万円ぐらいが対象になっております。二つ目には、人間ドック、これは20万円ほどになっております。それと、脳ドック、これは9万円ほどになっておりますけれども、それらの費用に要する事業に対しまして、町村が取り組んだ事業に助成をすると、そういう内容であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

- 15 番（中橋友子） それでは、うちの町としてはどのぐらい、独自の財源も使ってやられるのでしょうか、事業を予定しているのでしょうか、それぞれ。
- 議長（古川 稔） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 今言ったとおり、温泉施設の利用につきましては、アルコ 236 の入湯利用助成ということになりますけれども、それらの事業費に対してほぼ 100%に近い形での助成があったという意味であります。
- 議長（古川 稔） 中橋議員。
- 15 番（中橋友子） よく後期高齢者の利用者個人に対する助成という考えではなくて、町がこの入浴事業、高齢者に対する入浴サービス事業を行う、そこに補填をするという形になるのですね。つまり高齢者に対しての札内の、幕別の場合でしたら、本町の場合でしたら、老人福祉センターがございまして、そこで入浴の無料の事業が展開されていますね。同じようにアルコでも取り組まれていて、そこにこのお金を補填していくと。つまり新しい事業をすることではない。今までの事業に広域連合から来たお金を入れていくという理解でよろしいのでしょうか。この人間ドック、脳ドックも同じ考え方でいいのか、伺います。実際に、そしてどのぐらいの方が利用しているのかも伺います。
- 議長（古川 稔） 町民課長。
- 町民課長（山岸伸雄） 今ご指摘のとおり、この事業につきましては、75 歳以上の後期高齢者に対する事業ということで広域連合から助成を行っていただいているものでございます。
- 温泉入浴につきましては、実績でございますが、75 歳以上の方が 157 人利用されておまして、温泉の利用券として出すものですから、交付枚数としましては 2,902 枚という形になります。また、人間ドックにつきましては、28 名が対象、また脳ドックについては、12 名の方が対象という実績でございます。
- 議長（古川 稔） ほかにありませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（古川 稔） では、ほかに質疑なしと認めます。
- お諮りいたします。
- 承認第 2 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
- したがって、本件は原案のとおり承認されました。
- 日程第 4、承認第 3 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。
- 説明を求めます。
- 高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） 承認第 3 号、専決処分した事件の承認につきまして、ご説明を申し上げます。
- 1 ページをごらんいただきたいと思います。
- 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。
- 専決処分の内容につきましては、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算であり、平成 26 年 3 月 31 日付で行ったものであります。
- 2 ページをお開きいただきたいと思います。
- 平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）であります。
- 今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,084 万 5,000 円と定めるものでございます。
- 補正後の款項等の区分につきましては、3 ページ、4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」であります。

地方債の内容を変更するものでありますが、公共下水道建設事業について、事業費の確定に伴い、起債の限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 80 万円の減額でございます。

11 節、15 節いずれも事業費確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページになりますが、7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債 80 万円の減額でございます。

事業費確定に伴う起債額の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第 3 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 5、議案第 33 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 33 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 1 ページ、議案説明資料も 1 ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成 26 年度の地方税法の一部改正に伴い、幕別町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正する条例の主なものを申し上げますと、個人住民税につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の期間延長、法人町民税においては、地方法人税の新設に伴う法人税割の改正、固定資産税においては、償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充、軽自動車税においては、税率の改正などであります。

議案説明資料の 21 ページ、改正する条例の概要をごらんいただきたいと思います。

初めに、個人町民税についての改正でございます。

一つ目の改正は、「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」についてであります。条例附則第 8 条の改正となります。

肉用牛の売却による事業所得の課税の特例につきましては、適用期限が現行では平成 27 年度までとなっておりますものを平成 30 年度まで 3 年間延長するものであります。

二つ目の改正は、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」についてであります。条例附則第 17 条 2 の改正となります。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期限が現行では平成 26 年度までとなっておりますものを 3 年間延長し、平成 29 年

度までとするものであります。

また、このほか地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をさせていただきます。

22 ページになりますが、法人町民税についての改正であります。

「法人税割の税率」についてであります。条例第 34 条の 4 の改正になります。

地方法人税法が新設されましたことにより、法人税割の標準税率及び制限税率がそれぞれ引き下げられたことに合わせ、町の法人町民税の法人割の税率を 14.7% から 12.1% に変更するものであります。

また、このほか地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をさせていただきます。

23 ページになりますが、固定資産税についての改正であります。

一つ目の改正は、「地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」についてであります。条例附則第 10 条の 2 の改正になります。

地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにする「地域決定型地方税制特例措置」、いわゆる「わがまち特例」について、水質汚濁防止法による汚水または廃液の処理施設、大気汚染防止法による指定物質の排出または飛散の抑制に資する施設、土壌汚染対策法による特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設及び自然冷媒を利用したノンフロンの業務用冷凍・冷蔵施設等の固定資産税の特例措置を導入するものであります。

二つ目の改正は、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告」についてであります。条例附則第 10 条の 3 に第 9 項を新設するものであります。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震診断が義務づけられております既存家屋、例えば、病院、旅館、店舗などが耐震改修を行った場合に係る固定資産税の減額措置を新設するものであります。

三つ目の改正は、「旧民法の第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告」についてであります。条例附則第 26 条第 2 項の改正になります。

第 26 条の全文改正により第 2 項を削除するもので、旧民法第 34 条法人が新たな法人制度のもと新法人への移行期間の終了により、旧民法第 34 条法人に係る非課税措置を廃止するものであります。

また、このほか地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をさせていただきます。

24 ページになります。

次に、軽自動車税についての改正であります。

一つ目の改正は、「軽自動車税の税率」についてであります。条例第 82 条の改正になります。

原動機付自転車についてありますが、総排気量が 50 cc 以下のものについては年額 1,000 円を 2,000 円に、総排気量が 50 cc を超え 90 cc 以下のものについては年額 1,200 円を 2,000 円に、総排気量が 90 cc を超え 125 cc 以下のものについては年額 1,600 円を 2,400 円に、ミニカーについては年額 2,500 円を 3,700 円に、税率を引き上げるものであります。

次に、軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、軽自動車の 2 輪で総排気量が 125 cc を超え 250 cc 以下のものについては年額 2,400 円を 3,600 円に、3 輪のものについては年額 3,100 円を 3,900 円に、4 輪以上の乗用のもので、営業用については年額 5,500 円を 6,900 円に、自家用については年額 7,200 円が 1 万 800 円に、貨物用のもので、営業用については年額 3,000 円を 3,800 円に、自家用については年額 4,000 円を 5,000 円に、税率を引き上げるものであります。

専ら雪上を走行するものについては、削除になります。

小型特殊自動車につきましては、農耕作業用のものについて年額 1,600 円を 2,000 円に、その他のものについては年額 4,700 円を 5,900 円に、税率を引き上げるものであります。

次に、2 輪の小型自動車、総排気量が 250 cc を超えるものについては、年額 4,000 円を 6,000 円に引き上げるものであります。

次に、二つ目の改正、「軽自動車税の税率の特例」についてであります。条例附則第 16 条の新設になります。

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した 3 輪以上の軽自動車に対する重課の規定を新設するものであります。

3 輪のものについては年額 3,900 円を 4,600 円に、4 輪以上の乗用のもので、営業用については年額 6,900 円を 8,200 円に、自家用については年額 1 万 800 円を 1 万 2,900 円に、貨物用のもので、営業用については年額 3,800 円から 4,500 円に、自家用については年額 5,000 円から 6,000 円に、税率を引き上げるものであります。

最後に、本条例の施行日についてであります。本改正条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用するものであります。また、「法人税割の引き下げ」につきましては平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、「軽自動車税の税率」につきましては、原動機付自転車・2 輪の軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から、3 輪以上の軽自動車につきましては経過措置により平成 28 年 4 月 1 日から、「軽自動車税の税率の特例」につきましては平成 28 年 4 月 1 日から、それぞれ適用するものであります。

また、それぞれの条例改正に係る経過措置につきましては、附則に規定をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 軽自動車税についてであります。

今回の税条例の改正につきましては、まず 4 月からの消費税の増税に伴うと同時に、一部の還元策ということもありまして、個人町民税ですとか、法人税などについては優遇される面が多いのですが、軽減という形で。この軽自動車税につきましては、引き上げになりました。一番多いと思われるような 4 輪の普通の乗用につきましては 1.5 倍ということになります。

それで、これ町民の受ける影響ということでお伺いしたいのですけれども、この改定によりまして、全体で幕別町の税収としてはどのぐらいふえるのかということと、それから保有台数それぞれ違うと思うのですが、現時点で保有数のここにかかわる押さえられている数字、それを示していただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 税収の関係についてご説明申し上げます。

まず、平成 27 年度なのですが、これにつきましては、小型特殊、原付、そして軽 2 輪及び小型の 2 輪の自動車について適用になるということになります。これにつきましては、税収で 286 万円の増になるという形になります。それで、申しおくれましたけれども、これについては平成 25 年度の当初の課税について積算をしているものでございます。税率を合わせて改正して積算しているものでございますが、そういう形になります。それで、ここに係る乗用車数なのですが、3,891 台という形になっております。

続きまして、平成 28 年なのですが、ここにおいては、先ほど言いましたいわゆる原付等の自転車、それとかあと重課になりました経年車、13 年以上たった車、そして新たに新税率が適用される 3 輪以上の自動車という形になりますので、これにつきましては約 1,901 万円ほどの増収になるものという形になっております。

それで、台数なのですが、13 年以上の車につきましては 3,474 台、そして新車につきましては 3,556 台、そのような形で積算させていただいているものでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） かなりの台数なのですが、この自動車税の改正に伴って、取得税のほうは引き下げになりましたよね。差し引きしての幕別町の全体の町民の受ける数字がどのぐらいになるか

ということを知りたくてお尋ねするのですけれども、この一部分、平成 27 年度からの原付の部分で 286 万円ふえていきますよということなのですが、そのほかについても数字は出てきませんか。出していただきたいというふうに思います。

同時に、これ直接、軽自動車税だけは幕別町の収入になってきますよね。平成 26 年度の当初予算を見ましたら、5,000 万円を超えて予算が組まれていました。これは 27 年度からの改正ですから、今年度どうこうということではないのですけれども、これが一体どのぐらいになってくるのか、今年度の状況から推察すると、引き上げになった場合にどのぐらいの金額になっていくかということと、もう一つは、取得税が減額されますね。この取得税、軽自動車を買ったときにかかる税金なのですけれども、これは国のほうに入っていくのですけれども、そのうちのほとんどが都道府県、北海道にままして、そのうちの 95% の 7 割が市町村に入るというふうになっていると思うのですけれども、これが減額になると収入も下がってきますよね。そういうふうに見た場合に、この軽自動車税にかかわって町の全体の収入がどう変わっていくのか、これが結局、町民の負担がどう変わっていくのかということになるのですけれども、示してください。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず初めに、影響額ということでございますけれども、適用月日が違う関係がございまして、平成 27 年度分については先ほど申し上げました 268 万円ほどになります。それから、28 年度、これは全部の軽自動車が新税率の適用ということになりますけれども、28 年度になりますと、1,900 万円ほどの影響額ということになります。1,900 万円ほどの税収がふえるという形に 25 年度ベースで積算、試算いたしますとそういう形になります。

それと、自動車取得税交付金の関係でございますけれども、本町の自動車取得税交付金につきましては、当初予算で 5,000 万円程度の計上をしております。自動車取得税については、今、中橋議員言われますように、一定、道に収入されまして、都道府県に収入されまして、一定割合が市町村に交付されるという形になって、今言った数字が約 5,000 万円ほどがうちに交付されるということになるのですけれども、それが 26 年の 4 月で自動車取得税につきましては、引き下げになってございます。そういった関係もございます。

それと、27 年の 10 月には消費税が 10% に引き上げられるというようなことで、最終的には自動車関連税の見直しの関係で廃止ということが予定されております。そういった意味では、先ほど申し上げましたうちの軽自動車分の増収分、それと自動車取得税の減額分というのは差があるのですけれども、何らかの形で財源措置がなされないかということで、国にも要望しているところでありますし、今後の税制改正の中で論議がなされるのではないかとこのように思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 上のほうの例えば法人町民税は 14.7 から 12.1 に下がりましたよね。当然町の収入が減るのですけれども、この 2.6 の引き下がった分は交付税で見られるのだということだと思うのですが、結局うちの財政には影響は出てこない。法人町民税の対象になる人は減額になるから助かりますよね。

こういうことは認めていきたいことだなというふうに思うのですけれども、一方この軽自動車税のその税改正によって町としては今のようなこと、ざくっと見ると 3,000 万円程度のマイナスになるのかなというふうに思っていて、こういうのがきちっと交付税措置の見通しのないまま進んでいくということ自体が私は問題だなというふうに思います。ただ、町民のほうは取得するときに税金かからなくなるわけですから、これはこれで減額になるのですけれども、ただそうそう毎年買うものではありませんから、しかも税率は古くなっていくと、今回の説明ですと 13 年たつと高くなるということですよ、この税率はね。

そういうふうになってきますと、地方において軽自動車というのは本当に移動手段、公共交通機関というのが都会と比べて整備されていないということもあって、日常の暮らしに欠かせないものなの

です。仕事の上でも軽トラックも含めてそうだと思います。そういうところの毎年かかる税率が上がっていく影響というのは、はかり知れないものがあるのだろうと。今、消費税の増税で上がって、自動車税も上がるということで二重の課税が町民の負担になっていくというふうに思うのですが、その辺の認識というのはどのように押さえられていますか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 地方消費税の引き上げの関係等についてでございますけれども、全体の税制改正の中でいろいろな地方に対する財源手当ですとか、そういったものも論議をされております。

そうした中で、例えば先ほどの地方法人税の新設に伴いまして、法人町民税の法人税割が 2.6%下がったことによりまして、町の税収がそれだけ減る形になります。

しかしながら、一方では地方法人税というのが創設されまして、これは国税になりますので、国が直接収入をいたしまして地方交付税の特別会計に直接その収入を全額繰り入れをしまして、それを原資として、また地方に再配分するという形になってございます。恐らくこれ、うちの減った税収よりも多く再配分されるような、理論的にはそういう形になるのではないかなというふうに思います。と申しますのが、大都市で企業をたくさん有しているようなところの税収が減りまして、その分が地方に回るというような形になるのではないかなというふうに思います。

そういった全体の税源のこれ再配分の関係になりますけれども、そういったものが今見直されている中で、今後どういうふうになるのかというのは、まだ見えない部分はあるのですけれども、国の動向等を注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 34 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 34 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 9 ページ、議案説明資料は 25 ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年 4 月 1 日に施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

このたびの改正につきましては、大きく 3 点の改正となるものであります。

改正の 1 点目は、課税限度額の引き上げであります。後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の 14 万円から 16 万円に、介護納付金課税額の課税限度額を現行の 12 万円から 14 万円に、それぞれ引き上げるものであります。

なお、基礎課税分につきましては、現行の 51 万円から改正を行わないことから、国保税全体の課税限度額につきましては、現行の 77 万円から 4 万円引き上げとなり、81 万円となるものであります。

改正の 2 点目、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減後の課税限度額につきましても、ただいまご説明いたしました課税限度額と同様に引き上げを行うものであります。

改正の 3 点目、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に納税義務者を含めるとした点、また、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の 35 万円から 45 万円に引き上げを行

おうとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

説明資料の 25 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 条第 3 項であります。後期高齢者支援金等課税額を規定していますが、課税限度額を「14 万円」から「16 万円」に引き上げるものであります。

同条第 4 項につきましては、介護納付金課税額に関して規定をしているものであります。課税限度額を「12 万円」から「14 万円」に引き上げるものであります。

26 ページになります。

第 26 条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の軽減額に関して規定しているものであります。軽減後の課税限度額を、後期高齢者支援金等課税額に関しては「14 万円」から「16 万円」に、介護納付金課税額に関しては「12 万円」から「14 万円」に引き上げるものであります。

同条第 2 号につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に納税義務者を含め算定を行うべく、条文中から「当該納税義務者を除く。」を削除するものであります。

同条第 3 号につきましては、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額について、条文中「35 万円」を「45 万円」に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、9 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、附則第 1 項は施行期日を規定したものでありまして、平成 26 年 4 月 1 日から適用するものであります。

附則第 2 項は適用区分について規定したものでありまして、本条例につきましては、平成 26 年度以後の国民健康保険税について適用するものであり、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 34 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

ここで民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10 : 45 休憩

11 : 19 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

追加日程表を配付いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、追加日程表を配付させていただきます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程表のとおり、民生常任委員長から付託案件の議案第 34 号について審査結果の報告書が提出されておりますので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 6 の 2、議案第 34 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥議員。

○10 番(谷口和弥) 平成 26 年 5 月 14 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長谷口和弥。

民生常任委員会報告書。

平成 26 年 5 月 14 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 5 月 14 日(1 日間)。

2、審査事件。

議案第 34 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の結果。

審査に当たっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 討論はなしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 34 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 35 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第 35 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 10 ページ、議案説明資料は 27 ページをごらんいただきたいと思います。

今回、取得いたします財産は、戸籍電算システム一式であります。

このシステムは、戸籍を電子データで管理する電算システムであり、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、更新整備を進めるものであります。

初めに、このたびの事務の流れにつきまして、ご説明を申し上げます。

取得に係る事務全般は、町が備荒資金組合から委任を受けて行うこととされております。

町は、機種を選定、契約の相手方、取得金額を決定し、その後に備荒資金組合と契約の相手方との売買契約の締結、町への物品の納入、備荒資金組合から購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利償還金を備荒資金組合に支払うというものであります。

このたび導入業者と取得金額が確定いたしましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得についてご提案をするものであります。

現在のシステムにつきましては、平成21年1月から稼働し、本年7月をもってメーカーが示しております最長保守期間であります5年6カ月を経過することから、現行機器の更新及び窓口業務の迅速化を図るため、端末2台の増設もあわせて行うものであります。

契約の相手方の選定に当たりましては、導入システムが現行システムの更新であること、データの移行について確実に進む必要があること、さらには、移行費用の抑制を図る観点から、現行システムを納入し、保守管理を行っている富士ゼロックスシステムサービス株式会社営業本部公共システム営業事業部北海道支店を導入先の業者として選定し、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約を締結するものであります。

以上のことから、北海道市町村備荒資金組合と富士ゼロックスシステムサービス株式会社営業本部公共システム営業事業部北海道支店との売買契約締結に先立ち、幕別町の財産取得につきまして、議決をいたさうとするものであります。

議案書をごらんいただきたいと思いますが、財産の名称及び数量は、戸籍電算システム一式であります。

取得金額は、1,695万6,000円となります。

なお、来年3月から償還が開始となりますが、平成31年3月までに支払う利子につきましては、今年度の借入利率0.2%で計算され、1,695万6,000円の元金に対し、総額8万3,256円の利子となるものであります。

取得の相手方ではありますが、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、田岡克介氏であります。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、札幌市中央区大通西6丁目1番地、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、営業本部公共システム営業事業部北海道支店支店長、足立孝之氏であります。

なお、新システムの稼働開始につきましては、平成26年7月下旬の予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、平成26年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11：29 閉会